
淀川水系西大阪ブロック河川整備計画（変更原案）
に関する主な意見と回答（対応方針）

1. 住民意見等の聴取について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

〇 意見募集期間：令和元年10月16日(水)から：令和元年10月31日(木)まで

大阪府ホームページ

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案)に対する住民意見の募集および住民説明会の開催について

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案)に対する住民意見募集および住民説明会の開催について

大阪府では、大阪市北区、豊島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区を流域とする淀川水系西大阪ブロックの河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた淀川水系西大阪ブロック河川整備計画の策定に向け検討を進めております。本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名

大川、堂島川、安治川、土佐堀川、木津川、民楽川、重機堀川、道頓堀川、信濃川、正蓮寺川、六軒堂川

1. 募集対象項目

淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案)

[「本編」\(Wordファイル/13.02MB\)](#) [「本編」\(PDFファイル/4.29MB\)](#)

<参考資料>

[参考資料\(Wordファイル/33.73MB\)](#) [参考資料\(PDFファイル/10.31MB\)](#)

[新案対照表\(Wordファイル/22.67MB\)](#) [新旧対照表\(PDFファイル/3.149MB\)](#)

2. 募集期間

令和元年10月16日(水曜日)から令和元年10月31日(木曜日)まで

3. 縦覧方法

(1)大阪府都市整備部河川室のホームページに令和元年10月16日水曜日より掲載します。

(2)以下の場所で資料を縦覧しています。

ただし、縦覧時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

<縦覧窓口一覧>

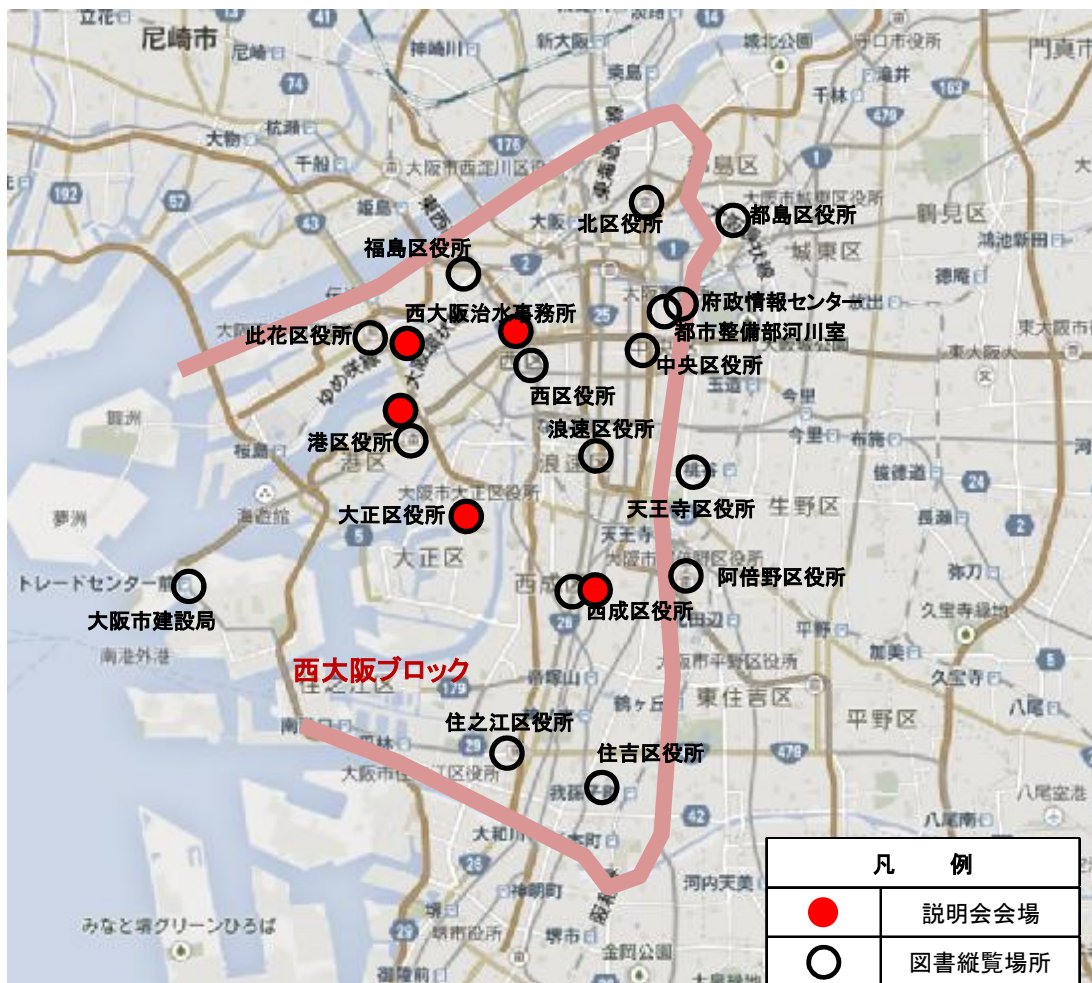
縦覧窓口	所在地
大阪府都市情報センター(大阪府庁本館1階)	大阪市中央区大平筋2丁目
大阪府都市整備部河川室(大阪府庁別館4階)	大阪市中央区大平筋2丁目
大阪府西大阪治水事務所(2階)	大阪市西区江之子島2-1-64
大阪市建設局(ATCビル6階0階)	大阪市住之江区南港北11番10号
北区役所 政策推進課(応急応戦・企画調整担当)	大阪市北区南町2-1-27
福島区役所 まちづくり推進課	大阪市福島区中野町2-16-20
福島区役所 市民協働課(市民協働)	大阪市福島区大洲1-8-1
此花区役所 企画総務課	大阪市此花区春日山北1-8-4
中央区役所 総務課	大阪市中央区久太郎町1-2-27
西区役所 総務課	大阪市西区新町4-5-14
港区役所 総務課	大阪市港区市岡1-15-25
大正区役所 政策推進課	大阪市大正区千鳥2-7-85
天王寺区役所 企画総務課	大阪市天王寺区真法院町20-33
浪速区役所 総務課(企画調整担当)	大阪市浪速区船場1-4-22
阿倍野区役所 市民協働課	大阪市阿倍野区文の里1-1-40
住之江区役所 協働まちづくり課	大阪市住之江区南港3-1-17
住吉区役所 地域課	大阪市住吉区南住吉3-15-55
西成区役所 市民協働課	大阪市西成区岸里1-5-20

1. 住民意見等の聴取について

図書縦覧等

【縦覧図書】

- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 本編
- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 参考資料
- u 淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案) 概要版



【ホームページ掲載】

- u 大阪府都市整備部河川室ホームページ

【図書縦覧場所】 以下の18箇所

- u 大阪府府政情報センター(大阪府庁本館1階)
- u 大阪府都市整備部河川室(大阪府庁別館4階)
- u 大阪府西大阪治水事務所
- u 大阪市建設局(ATCビル)
- u 関係する14区役所の担当窓口
 北区、都島区、福島区、此花区、中央区、
 西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、
 阿倍野区、住之江区、住吉区、西成区

図書縦覧状況 (港区役所)



【住民説明会会場】

- u 大阪府西大阪治水事務所A・B会議室(西区)
- u 西成区民センター会議室2-1(西成区)
- u 春日出中学校多目的室(此花区)
- u 港区区民センター椿室(港区)
- u 大正区役所内会議室401(大正区)

【関係機関等】

- u 大和川右岸水防事務組合
- u 淀川左岸水防事務組合防潮本部
- u 水都大阪コンソーシアム
- u 大阪水上安全協会
- u 港区各地域活動協議会

1. 住民意見等の聴取について

住民及び関係団体への説明

と き	場 所・対 象	参加人数
令和元年10月16日(水)	港区各地域活動協議会(一般住民)	25名
令和元年10月16日(水)	大阪府西大阪治水事務所A・B会議室(一般住民)	2名
令和元年10月17日(木)	水都大阪コンソーシアム	19名
令和元年10月17日(木)	西成区民センター会議室2-1(一般住民)	4名
令和元年10月18日(金)	淀川左岸水防事務組合防潮本部	43名
令和元年10月21日(月)	春日出中学校多目的室(一般住民)	1名
令和元年10月23日(水)	港区区民センター椿室(一般住民)	2名
令和元年10月24日(木)	大阪水上安全協会	2名
令和元年10月24日(木)	大正区役所内会議室401(一般住民)	5名
令和元年10月25日(金)	大和川右岸水防事務組合	27名

意見の聴取方法別件数

聴取方法	件 数
住民説明会、関係機関との意見交換	14件
書面	7件
合 計	21件



写真：西成区民センター会議室201（一般市民へ説明）

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水事業	下流に水門を建設すると建設費も大きいが防御できる被害も大きいので効果が大きい場合にはその案を採用できる可能性も。	<p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p> <p>その後、更に水門配置案の検討を進めた結果、施工性、経済性、周辺環境などにより、現水門の直上流が最適であるとの結論に至っています。</p>	説明会
2	治水事業	特徴ある現水門の形式をやめて、水門形式がローラーゲート方式になっている理由は。	<p>これまでの検討において、地震発生後の電源喪失時に、バックアップの電力が使用できない最悪の状況となった場合でも、扉体の自重降下で閉鎖が可能な形式であるローラーゲート方式としています。</p>	説明会
3	治水事業	<p>水門上流の越流する箇所(L1では、越流しないとのシミュレーション結果もある。)を耐震補強に合わせて越流させない必要な嵩上げを行う方法が検討されていません。10cm～20cm程度の嵩上げに伴う増額費用は、水門下流の住民の安全を確保する費用に比べれば、微々たる物です。越流対策で嵩上げが必要となる箇所、一定の嵩上げを行った時、その越流した水の排水対策なども検討されていません。</p> <p>また、上記の河床整備を行った時、津波の越流を生じさせないために、どの箇所で、どの程度の嵩上げが必要か検討されていません。橋梁等で、堤防の嵩上げが出来ないと意見があります。また、三大水門を閉鎖する現在の津波対策では、幅15mの副水門3基で洪水対策が出来るとなっています。例えば、20cmの嵩上げが必要な河川堤防があれば、その箇所の河川上の橋梁部を20cm高くし、現在の堤防を4m張り出し、現在の道路と5%の勾配で橋梁を擦り付ければ、堤防の嵩上げは可能です。</p>	<p>施設画面上の津波であるL1津波に対しては、三大水門を閉鎖することで、水門上流・下流いずれにおいても浸水が発生させることなく、津波を防御することができます。</p> <p>また、最大クラスの津波であるL2津波に対しては、変更原案P.19に記載のとおり、東日本大震災を踏まえ、浸水被害の軽減や住民の避難時間を確保すべきとの教訓から、津波時に三大水門を閉鎖することとしています。</p> <p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会が現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p>	説明会 書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
4	治水事業	<p>幸い、大阪には港があります。ここには、静穏度を確保するための防波堤計画があります。台風の高潮は、気圧差による吸い上げと風による吹寄せによって生じます。この吹寄せは、風波ですので、先に述べた防波堤を適切に設置すれば、吹寄せを減衰させることは可能です。このような対策を検討し、台風の大型化に対する高潮対策を立案すべきです。</p>	<p>変更原案P.17に記載のとおり、高潮対策については、大阪市内河川の特性(都市機能の問題、計画高潮位等)を考慮した結果、防潮水門方式を採用し、高潮時には防潮水門を閉鎖して高潮の遡上防御を図ることとしています。</p>	説明会 書面
5	治水事業	<p>大阪港の静穏度を確保するための防波堤を津波の減衰対策用に法線変更を行い、L2津波が襲来しても、より安全な大阪にする津波対策が検討がなされていません。平成29年度大阪府河川構造物等審議会と令和元年第2回大阪府河川整備審議会で最大の防波堤計画として記述されている防波堤計画は、本当に津波を防ぐための法線になっていません。夢洲と舞洲の間にマリーナ計画で策定された防波堤が在りません。夢洲と新人工島の間には防波堤が設けられていません。最も効果が大きいと思われる大和川の沖合にある防波堤が、現在、廃止されている堺航路を利用する法線になっています。堺航路が廃止された現在、この防波堤を東に1～2m延長すれば、津波の防御が可能となると思われます。津波を減衰させるための具体的な防波堤法線を検討すべきです。</p> <p>三大水門を津波対策で新設することを決めた経過では、大阪市の安全性を高める対策は何も検討されていません。</p>	<p>変更原案P.19に記載のとおり、東日本大震災を踏まえ、浸水被害の軽減や住民の避難時間を確保すべきとの教訓から、津波時に三大水門を閉鎖することとしています。</p> <p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p>	説明会 書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
6	治水事業	<p>三大水門を津波対策に使うことは、人災を引起す無謀な防災計画です。三大水門を津波で使いことは、中止すべきです。</p> <p>高潮と津波は、どちらも波といわれますが、高潮は、水の粒子が上下に動いているだけですが、津波は、巨大な水の塊が動いて接近してきます。津波の進行方向に垂直に構造物を設けると必ず反射波が生じます。津波の進行方向に垂直な三大水門を閉鎖することは、水門下流に反射波が生じ、水門下流の水位を上昇させ、住民の安全を脅かすこととなります。特に、三大水門のような機械式防御施設は、想定している外力に対しては、安全率の高いものを整備することは出来ませんが、想定外(想定できない外力だけではなく、想定したくない外力;例えば、津波に押されて何隻もの船やその他の漂流物が衝突する外力。熊本地震のように12時間後に津波が襲来した時の外力。)の外力については、簡単に防御機能を喪失します。三大水門を閉鎖しない、より安全性の高い津波対策が検討されていません。</p>	<p>変更原案P.19に記載のとおり、東日本大震災を踏まえ、浸水被害の軽減や住民の避難時間を確保すべきとの教訓から、津波時に三大水門を閉鎖することとしています。</p> <p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p> <p>水門閉鎖に伴い、水門下流域への反射波の影響を検討し、必要な対策を実施します。</p>	説明会 書面
7	治水事業	<p>平成24年度 第2回大阪府河川構造物等審議会で、「水門上流が守られれば、水門下流の住民が被害を受けることは止むを得ない。このことは、公益的見地からも適切である。」という暴論で津波対策として三大水門を閉鎖することが中間答申として出されました。このような住人が被害を受ける施策を立案する場合は、全ての津波対策を検討し、他の案がないことが、明らかになった時に、はじめて、府民・市民に公益的見地から理解を求めべきです。その後、三大水門閉鎖だけの津波対策を審議し、より安全な津波対策は何も検討することなく、平成29年度 大阪府河川構造物等審議会で、津波対策として水門を新設すべきであるとの答申がなされた。この間、高潮対策をどのようにするか検討した上で水門のあり方を答申すべきであると審議会で発言し、また、大阪府防災計画で意見を述べましたが、なにもなされないままです。</p> <p>大阪府の防災計画では、熊本地震を参照して連続して起きる地震への対応を考えるとなっていますが、三大水門閉鎖による水門下流の水位上昇がどのようになるか検討がなされていません。連続で津波が襲来すれば、最初の津波の反射波が残っている時、次の津波とその反射波で、水門下流の水位は想像を絶する水位となります。このような事案が生じると、水門下流は、今回の台風19号以上の大災害(防潮堤が無い時代のジェーン台風の被害)が生じる可能性があります。さらに、水門上流でも、この三大水門を初め、全ての防潮堤で越流が生じ、大災害が生じる可能性があります。このようリスクを低減するためにも、三大水門閉鎖による津波対策を撤回し、より安全性が増大する津波対策を策定すべきです。</p>	<p>変更原案P.19に記載のとおり、東日本大震災を踏まえ、浸水被害の軽減や住民の避難時間を確保すべきとの教訓から、津波時に三大水門を閉鎖することとしています。</p> <p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p> <p>水門閉鎖に伴い、水門下流域への反射波の影響を検討し、必要な対策を実施します。</p>	説明会 書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
8	治水事業	<p>高潮への対策として改築するとありますが、何も検討されていません。令和元年第2回大阪府河川整備審議会では、建設費用が360億円とされています。改築費用360億円を掛けるのであれば、P.30に記述されている「近年の気候変動による台風の大型化や、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから最新の知見も踏まえた検討を進めます。」を検討して計画を立案すべきです。近年の気象状況からは、水門方式で高潮を防げない時代になっている可能性があります。</p> <p>大阪府河川整備審議会には、大型化する台風の高潮を検討する高潮部会が平成29年に設けられています。また、最終答申は、出ていませんが、審議データでは、台風の潮位偏差が5mと現在の計画潮位偏差より2m大きくなるとなっています。また、国では、伊勢湾台風クラスの台風が通るコースにより、台風の潮位偏差が現在の3mより80cm～1m大きくなると公表されています。水防法では、大型台風について避難マップをつくるのが防災計画であるとなっていますが、高潮は、洪水と異なり、昨年や今年のように大型台風が来るようになれば、毎年、あるいは酷い時は、1年に何回も浸水被害が生じる可能性があります。上記のような大きな潮位偏差が生じなくても、現在の計画潮位偏差3mより10cmでも大きくなれば、今年の台風19号のような浸水被害が、毎年起きる危険性があります。高潮は、洪水のように避難マップを作れば良いのではなく、高潮から街を守る対策を立案すべきです。(防潮堤が整備されていない時のジェーン台風の被害を想定すべきです。)</p>	<p>変更原案P.30に記載のとおり、高潮対策、洪水対策については、気候変動に伴い、海面水位の上昇や台風が強くなることにより、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p>	説明会 書面
9	治水事業	<p>参考資料P.58の高潮対策で、「過去の水門閉鎖時においては、計画降雨を上回る降雨があった。このような実績から、高潮と計画降雨を上回る降雨が同時生起する台風の発生の可能性や地球温暖化の進行による気候変動に伴う洪水・高潮のリスクの増大について、今後、調査・検討をする。」と記述されています。このような状態で、三大水門を新築すれば、大阪市は度々浸水することになります。平成30年の岡山県真備町の浸水被害や平成31年の台風19号による関東・東北の浸水被害の多くは、地方自治体が管理する支流のバックウォーターや排水機構の操作ミスが原因といわれています。真備町の被害は、防ぐことが出来たとの河川専門家の意見があります。将に、三大水門は、参考資料に記述されているように、たまたま、潮位が小さかったために安全が確保されただけであり、水門方式が災害を引き起こす可能性を持っています。このような事案が生じない防災計画を立案した時、水門が不必要になる可能性があり、現在の未検討項目がある状況で、水門の新設計画を記述すべきではありません。</p>	<p>変更原案P.30に記載のとおり、高潮対策、洪水対策については、気候変動に伴い、海面水位の上昇や台風が強くなることにより、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p>	説明会 書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
10	治水事業 ・ 維持管理	地球温暖化による台風・大雨が増加・大型化になり、今後河川の災害が過大化する。特に堂島川では高潮時大風、大雨の時に上流から流れてきた芥等が大江橋に詰まり、氾濫の恐れがあり、特に市内では地下鉄・地下街が多く甚大な被害が発生するおそれがあると思います。	<p>変更原案P.30に記載のとおり、高潮対策、洪水対策については、気候変動に伴い、海面水位の上昇や台風が強くなることにより、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p> <p>変更原案P.43に記載のとおり、ゴミ等に関しましては、河川巡視等において適宜回収するとともに、更に不法投棄を無くすために、大阪市と連携した河川巡視の実施や、地域住民、ボランティア団体、自治体等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより、地域住民等の美化意識向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。</p> <p>また河川利用を妨げ、景観や水質にも問題となる不法投棄や浮遊ゴミについては、適切に処理を行います。</p>	書面
11	治水事業	最近では想定以上の自然災害も多いですが、「水の都 大阪」を守っていただけるよう、お願いいたします。	<p>変更原案P.30に記載のとおり、高潮対策、洪水対策については、気候変動に伴い、海面水位の上昇や台風が強くなることにより、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p>	書面
12	治水事業	<p>P.27ページでは、毛馬排水機場から330㎡の排水を行うとなっており、P.32の計画高水流量配分図では250㎡となっています。また、平成29年の寝屋川流域総合計画の事業評価の際、毛馬の排水量を質問しましたが明確な説明がありませんでした。排水量については、当然、淀川を管理する国の理解が無ければ、バックウォーターと同様な問題を引起す可能性があります。もし、330㎡の排水が認められているのであれば、P.32の記述を訂正すべきです。また、寝屋川流域総合計画を改正すべきです。そして、本河川整備計画も改正すべきです。また、この毛馬の排水機構が、現在、国とどのような内容で合意され、どれだけ整備され、今後、どのように整備するのかも記述すべきです。</p> <p>そして、毛馬の排水量が大きくなったことによる大川等の流出量に対して河道幅を小さくすることが出来、津波対策として河川堤防を嵩上げすることができます。</p>	<p>毛馬排水機場の排水量については、高潮運転時と洪水運転時では、排出先の水位により、ポンプの揚程が異なるために差があります。</p> <p>変更原案P.31に記載のとおり、洪水対策については、既に時間雨量80ミリ程度の降雨をHWL以下で安全に大阪湾に流下させることができる河川整備が完成しており、現在の流下能力を維持します。</p>	説明会 書面

2. 河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
13	その他	<p>アンケート用紙の内容が、河川整備計画(変更原案)を住民にわかり易く説明しようとする内容になっていません。大阪府河川整備審議会で、このようなアンケートフォーマットになった要因・背景を審議し、住民意見を汲み上げることが出来るフォーマットにするべきです。さらに、河川法の精神である地域住民の意見を反映した淀川水系西大阪ブロック河川整備計画(変更原案)にするべきです。</p> <p>具体的に述べます。</p> <p>「この計画について、どのような内容に興味・関心がありますか？」は、この変更原案は、三大水門を津波対策に使うため、まだ、50年しか利用していない(鋼構造物の鉄道橋の中には100年以上利用しているものがある)うえ、水門下流の住民に危害を加える可能性があるリスクある津波対策に360億円(さらに増額する可能性がある)もの税金を使って整備する計画を法的に位置づける内容であることが住民に解るように記述すべきです。</p> <p>質問項目で、津波対策や高潮対策がなく、三大水門の新設を判りにくくしています。この項目がないのは、治水事業があるので、津波対策や高潮対策を含めているためであるとのことですが、洪水リスクなどの情報は、治水事業の一端を担っているのではないですか。また、河川法では、治水、利水、環境の3つのカテゴリーで政策を説明しています。このアンケートでの治水の使い方と他の項目の列記は、言葉の範疇が異なっており、まさに、三大水門新築の水理学的合理性を何も記述せず、最低限の記述で三大水門新築を隠蔽しようとする意図が感じられます。</p>	<p>アンケート用紙に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p>	書面
14	その他	<p>大阪府河川整備審議会は、三大水門のあり方について、何も審議されていません。最近の台風の大型や水の塊が動いてくる津波に対し、より安全な津波対策の立案と高潮対策と洪水対策が同時に成立する台風対策を真摯に審議すべきです。</p> <p>大阪府河川整備審議会は、大所高所で審議すべきものが、傍聴者(住民)意見は、完全に無視し、行政が決めた内容を追認しているのみです。今後は、もっと公明正大に審議し、より良い河川整備が出来るように審議方法を変更すべきだと思います。</p> <p>今回の地元説明では、住民意見に対し、回答がありません。これらの質問の多くは、審議会での傍聴者意見です。今回の意見は、河川法で記述されている公聴会などを開いて住民意見を聞くことと位置づけられたものであり、審議会への意見です。これらの意見に対し、大阪府河川整備審議会で正式に審議し、住民が理解できるよう明確な回答を行い、住民と意見交換を行い、それらを反映した、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画に変更すべきです。</p>	<p>変更原案P.22に記載のとおり、三大水門のあり方については、大阪府河川構造物等審議会で現水門補強案、水門新設案、河口付近に大規模な水門を新設する案、防波堤を設置する案など様々な対策について審議された結果、老朽化が進んでいる三大水門を高潮への対応に加え、南海トラフ巨大地震による津波にも対応できる水門として、現水門付近において新設する案が最適であるとの答申に基づき、水門の改築が必要であるとしています。</p> <p>また、令和元年度第1回および第2回河川整備審議会において審議しております。</p> <p>住民説明会で頂いたご意見に対しては、今後とも住民の方にご理解いただけるよう、説明に努めてまいります。</p>	書面

- 審議会での委員指摘事項について修正。
- 国及び関係機関からの意見を踏まえた修正。
- 誤描・誤字等の修正。

3. 前回審議会からの主な修正箇所(新旧対象表)

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第2節 河川整備の現状と課題

2. 河川利用及び河川環境の現状と課題 (1)現在の河川利用及び河川環境

修正方針	対応方針
水質、底質の調査結果を定量的に記載	修文。(整備計画本文 P. 26)
修正前	修正後
<p>③水質</p> <p>ダイオキシン類については、平成25年度の調査結果では、道頓堀川で年間平均値が1.1pg-TEQ/Lと環境基準(1pg-TEQ/L以下)をわずかに超えていましたが、平成29年度の調査結果では、環境基準を下回っており、流域における環境基準の達成状況は改善傾向にあります。</p>	<p>③水質</p> <p>ダイオキシン類については、平成25年度の調査結果では、道頓堀川で年間平均値が1.1pg-TEQ/Lと環境基準(1pg-TEQ/L以下)をわずかに超えていましたが、平成29年度の調査結果では、年間平均値が0.92pg-TEQ/Lと環境基準を下回っており、流域における環境基準の達成状況は改善傾向にあります。</p>
<p>④底質</p> <p>ダイオキシン類の底質環境基準については、底質に含まれるダイオキシン類の水質への影響を考慮し、平成14年7月に設定されました。平成25年度の調査結果では、木津川で190pg-TEQ/g、住吉川で160pg-TEQ/gと環境基準値(150pg-TEQ/g以下)を超えていますが、平成29年度の調査結果では、環境基準値を下回っており、流域における環境基準の達成状況は改善傾向にあります。</p>	<p>④底質</p> <p>ダイオキシン類の底質環境基準については、底質に含まれるダイオキシン類の水質への影響を考慮し、平成14年7月に設定されました。平成25年度の調査結果では、木津川で190pg-TEQ/g、住吉川で160pg-TEQ/gと環境基準値(150pg-TEQ/g以下)を超えていますが、平成29年度の調査結果では、木津川で80pg-TEQ/g、住吉川で39pg-TEQ/gと環境基準値を下回っており、流域における環境基準の達成状況は改善傾向にあります。</p>

3. 前回審議会からの主な修正箇所(新旧対象表)

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第4節 河川整備計画の目標

1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

修正方針	対応方針
目標の記載方法を修正	修文。(整備計画本文 P. 30)
修正前	修正後
<p>(1)高潮対策</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>引き続き現状を維持するとともに、近年の気候変動によって台風が強くなることや、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p> <p>(2)地震・津波対策</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>ひとたび発生すれば、都市基盤施設等に非常に大きな影響を与えることが懸念されている南海トラフ地震等に伴う津波対策として、水門の自動閉鎖化など、高度な施設運用を伴う水防活動の実施や不測の事態へのバックアップ対策、さらには迅速な水防体制の確立などの対策を進め減災に努めます。</p> <p>(6)三大水門の改築</p> <p>老朽化が進んでいる三大水門(安治川水門・尻無川水門・木津川水門)を高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震等による津波にも対応できる新たな水門として改築します。</p>	<p>(1)高潮対策</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>引き続き現状を維持するとともに、老朽化が進んでいる三大水門(安治川水門・木津川水門・尻無川水門)を現水門付近に新たな水門として改築します。また、気候変動に伴い、海面水位の上昇や台風が強くなることにより、計画規模を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、最新の知見も踏まえた検討を進めます。</p> <p>(2)地震・津波対策</p> <p style="text-align: center;">～ 中略 ～</p> <p>ひとたび発生すれば、都市基盤施設等に非常に大きな影響を与えることが懸念されている南海トラフ地震等に伴う津波対策として、老朽化が進んでいる現在の三大水門(安治川水門・木津川水門・尻無川水門)を高潮だけでなく津波にも対応できる新たな水門として改築することや、水門の自動閉鎖化など、高度な施設運用を伴う水防活動の実施や不測の事態へのバックアップ対策、さらには迅速な水防体制の確立などの対策を進め減災に努めます。</p> <p>(6)三大水門の改築</p> <p>—老朽化が進んでいる三大水門(安治川水門・尻無川水門・木津川水門)を高潮への対策に加え、南海トラフ巨大地震等による津波にも対応できる新たな水門として改築します。</p>

3. 前回審議会からの主な修正箇所(新旧対象表)

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5. 河川環境の整備と保全 (3)自然環境

修正方針	対応方針
大阪ふれあいの水辺に関する記載を追加	修文。(整備計画本文 P. 41)
修正前	修正後
<p>(3) 自然環境 可能な限り自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めます。また、引き続き生物調査の結果から水生生物の生息状況を把握することなどで、関係機関と連携しながら、上流域との生物移動の連続性確保に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大川の「大阪ふれあいの水辺」は整備が終了したので文章を削除。</p> </div> <p>また、水際で樹木、草花、地被類等の植栽を行うなど、景観にも配慮しながら、水辺に親しめる空間の整備に取り組んでいきます。</p>	<p>(3) 自然環境 可能な限り自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めます。また、引き続き生物調査の結果から水生生物の生息状況を把握することなどで、関係機関と連携しながら、上流域との生物移動の連続性確保に努めます。</p> <p style="color: red;">大川の「大阪ふれあいの水辺」においては、引き続き、環境学習の場として活用することや、関係機関と連携した動植物・水生生物調査等を実施するとともに、継続した環境保全に努めます。</p> <p>また、水際で樹木、草花、地被類等の植栽を行うなど、景観にも配慮しながら、水辺に親しめる空間の整備に取り組んでいきます。</p>

3. 前回審議会からの主な修正箇所(新旧対象表)

第3章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項
 第2節 河川情報の提供に関する事項
 2. 河川情報の提供 + 3. 防災学習、啓発の取組み

修正方針	対応方針
前回審議会での議論を踏まえて修正	修文。(整備計画本文 P. 46～47)
修正前	修正後
<p>2. 河川情報の提供 2025年大阪・関西万博の開催決定などを背景に、今後も活性化が見込まれる舟運を見据え、水面利用者等と連携し、位置情報システム等、航行の安全を支援する情報発信について検討を行います。</p> <p>また、河川敷地の占用に関する規制緩和の都市・地域再生等利用区域指定を受け占有者が賑わい施設を運営する区域では、占有者の防災意識向上を図るなど、利用者の安全確保に努めます。</p> <p>3. 防災学習、啓発の取組み ～ 中略 ～</p> <p>さらに、こうした取り組みについては、各河川で行われている各種イベントや河川懇談会等の場を活用して、広報活動や情報提供を行うことにより、市民と連携を深めることに努めます。</p>	<p>2. 河川情報の提供 2025年大阪・関西万博の開催決定などを背景に、今後も活性化が見込まれる舟運を見据え、水面利用者等と連携し、位置情報システム等、航行の安全を支援する情報発信について検討を行います。</p> <p>また、河川敷地の占用に関する規制緩和の都市・地域再生等利用区域指定を受け占有者が賑わい施設を運営する区域では、占有者の防災意識向上を図るなど、利用者の安全確保に努めます。</p> <p>3. 防災学習、啓発の取組み ～ 中略 ～</p> <p>さらに、こうした取り組みについては、各河川で行われている各種イベントや河川懇談会等の場を活用して、広報活動や情報提供を行うことにより、市民と連携を深めることに努めます。</p> <p>また、河川敷地で賑わい施設を運営する占有者及び事業者が災害時の安全体制を構築し、避難訓練を実施するよう支援します。占有者が賑わい施設の従事者の防災意識向上を図るとともに、利用者の安全確保に努めるよう求めます。</p>